

<新旧対照表> 第5版(令和5年4月3日)

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

※誤字・脱字および奥付等の軽微な修正は割愛します。

※参考等の法令改正は引用先となる「発翰番号」「表題」のみ掲載します。

(旧版) 第4版3刷(令和4年1月24日)	(新版) 第5版(令和5年3月23日)
[表記・用語の統一 (例:職場→事業所 など)] ※旧版から新版への変更にあたり、引用および法令に基づく部分を除き、 ・「除細動」→「電気ショック」 ・「応急手当」→「ファーストエイド」 上記の通り、ガイドラインの変更に基づく「表記・用語の統一」を行いました。 なお、修正頁は割愛します。	

(旧版) 第4版3刷(令和4年1月24日)			(新版) 第5版(令和5年3月23日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
45	7行目	本テキストは、財団法人日本救急医療財団と日本蘇生協議会が組織したガイドライン作成合同委員会でまとめた「JRC(日本版)ガイドライン 2015」に準拠した「救急蘇生法の指針 2015(市民用)」を基本として、建設業等で働く人のために、建設現場等における救命手当を説明しています。	45	7行目	本テキストは、(一財)日本救急医療財団と(一社)日本蘇生協議会が組織した委員会でまとめた「JRC 蘇生ガイドライン 2020」に準拠した「救急蘇生法の指針 2020(市民用)」を基本として、建設業等で働く人のために、建設現場等における救命手当を説明しています。
49	図 4-10	(右記の通り、図を修正)	49	図 4-10	

(旧版) 第4版3刷(令和4年1月24日)			(新版) 第5版(令和5年3月23日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
70	20行目	<p>(立入禁止等)</p> <p>第585条 事業者は、次の場所には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</p> <p>～(省略)</p> <p>2 労働者は、前項の規定により立入りを禁止された場所には、みだりに立ち入ってはならない。</p>	70	20行目	<p>(立入禁止等)</p> <p>第585条 事業者は、次の場所に関係者以外の者が立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</p> <p>～(省略)</p> <p>2 前項の規定により立入りを禁止された場所の周囲において作業に従事する者は、当該場所には、みだりに立ち入ってはならない。</p>
70	下から 17行目	<p>第593条 ～(省略)</p> <p>(2を追加)</p>	70	下から 15行目	<p>第593条 ～(省略)</p> <p>2 事業者は、前項の業務の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人に対し、<u>保護衣、保護眼鏡、呼吸用保護具等適切な保護具について、備えておくこと等によりこれらを使用することができるようにする必要がある旨を周知させなければならない。</u></p>
72	6行目	<p>第5条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18パーセント以上(第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあつては、空気中の酸素の濃度を18パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を100万分の10以下)に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りでない。</p>	72	12行目	<p>第5条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18パーセント以上(第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあつては、空気中の酸素の濃度を18パーセント以上、かつ、硫化水素の濃度を100万分の10以下。<u>次項において同じ。</u>)に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りでない。</p> <p>2 事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を</p>

(旧版) 第4版3刷(令和4年1月24日)			(新版) 第5版(令和5年3月23日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
		(2を追加) (旧2の内容が新3に) <u>2</u> 事業者は、 <u>前項</u> の規定により換気するときは、純酸素を使用してはならない。			<u>請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業に従事する間（労働者が当該作業に従事するときを除く。）</u> 、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18パーセント以上に保つように換気すること等について配慮しなければならない。ただし、 <u>前項ただし書</u> の場合は、この限りではない。 <u>3</u> 事業者は、 <u>前二項</u> の規定により換気が行われるときは、純酸素を使用してはならない。
72	下から 22行目	(右記を追加)	72	下から 7行目	第6条 ～(省略) <u>4</u> 事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせる場合で、酸素欠乏症等にかかつて転落するおそれのあるときは、当該請負人に対し、要求性能墜落制止用器具等を使用する必要がある旨を周知させなければならない。
72	下から 14行目	第8条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、労働者を当該作業を行なう場所に入場させ、及び退場させる時に、 <u>人員を点検しなければならない。</u> (2を追加)	73	4行目	第8条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、労働者を当該作業を行う場所に入場させ、及び退場させる時に、 <u>人員を点検しなければならない。</u> <u>2</u> 事業者は、酸素欠乏危険作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該作業を行う場所に入場し、及び退場する時に、 <u>人員を点検しなければならない。</u>
72	下から 11行目	第9条 事業者は、酸素欠乏危険場所又はこれに隣接する場所で作業を行うときは、 <u>酸素欠乏危険作業に従事する労働者以外の労働者が当該酸素欠乏危険場所に立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</u>	73	9行目	第9条 事業者は、酸素欠乏危険場所又はこれに隣接する場所で作業を行うときは、 <u>酸素欠乏危険作業に従事する者以外の者が当該酸素欠乏危険場所に立ち入ることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、当該酸素欠乏</u>

(旧版) 第4版3刷(令和4年1月24日)			(新版) 第5版(令和5年3月23日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
		<p>2 酸素欠乏危険作業に従事する労働者以外の労働者は、前項の規定により立入りを禁止された場所には、みだりに立ち入ってはならない。</p>			<p>危険場所が立入禁止である旨を見やすい箇所に表示しなければならない。</p> <p>2 酸素欠乏危険作業に従事する者以外の者は、前項の規定により立入りを禁止された場所には、みだりに立ち入ってはならない。</p>
74	2行目	<p>第16条 事業者は、酸素欠乏症等にかかった労働者を酸素欠乏等の場所において救出する作業に労働者を従事させるときは、当該救出作業に従事する労働者に空気呼吸器等を使用させなければならない。</p> <p>2 ～(省略)</p> <p>(3の追加)</p>	74	下から 20行目	<p>第16条 事業者は、酸素欠乏症等にかかった作業に従事する者を酸素欠乏等の場所において救出する作業に労働者を従事させるときは、当該救出作業に従事する労働者に空気呼吸器等を使用させなければならない。</p> <p>2 ～(省略)</p> <p>3 事業者は、第1項の救出作業を、酸素欠乏等の場所において作業に従事する者(労働者を除く。)が行うときは、当該者に対し、空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させなければならない。</p>
74	8行目	<p>第17条 事業者は、酸素欠乏症等にかかった労働者に、直ちに医師の診察又は処置を受けさせなければならない。</p> <p>(2を追加)</p>	74	下から 11行目	<p>第17条 事業者は、酸素欠乏症等にかかった労働者に、直ちに医師の診察又は処置を受けさせなければならない。</p> <p>2 事業者は、酸素欠乏症等にかかるおそれのある場所における作業の一部を請負人に請け負わせる場合においては、当該請負人に対し、酸素欠乏症等にかかったときは、直ちに医師の診察又は処置を受ける必要がある旨を周知させなければならない。</p>
74	18行目	<p>第19条 ～(省略)</p> <p>ニ みだりに作動させることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示すること。</p>	75	3行目	<p>第19条 ～(省略)</p> <p>ニ みだりに作動させることについて、禁止する旨を見やすい箇所に表示することその他の方法により禁止するとともに、表示以外の方法により禁止したときは、みだりに作動させることが禁止されている旨を見やすい箇</p>

(旧版) 第4版3刷(令和4年1月24日)			(新版) 第5版(令和5年3月23日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
					所に表示すること。
74	下から 23行目	<p>第20条 事業者は、冷蔵室、冷凍室、むろその他密閉して使用する施設又は設備の内部における作業に労働者を従事させる場合は、労働者が作業<u>している</u>間、当該施設又は設備の出入口の扉又は<u>ふた</u>が締まらないような措置を講じなければならない。ただし、当該施設若しくは設備の出入口の扉若しくは<u>ふた</u>が内部から容易に開くことができる構造のものである場合又は当該施設若しくは設備の内部に通報装置若しくは警報装置が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(2を追加)</p>	75	11行目	<p>第20条 事業者は、冷蔵室、冷凍室、むろその他密閉して使用する施設又は設備の内部における作業に労働者を従事させる場合は、労働者が作業<u>に従事する</u>間、当該施設又は設備の出入口の扉又は<u>蓋</u>が締まらないような措置を講じなければならない。ただし、当該施設若しくは設備の出入口の扉若しくは<u>蓋</u>が内部から容易に開くことができる構造のものである場合又は当該施設若しくは設備の内部に通報装置若しくは警報装置が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p><u>2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人が作業に従事する間（労働者が作業に従事するときを除く。）、同項の措置を講ずること等について配慮しなければならない。ただし、同項ただし書の場合は、この限りではない。</u></p>
74	下から 16行目	<p>第21条 ～（省略）</p> <p>(4を追加)</p>	75	21行目	<p>第21条 ～（省略）</p> <p><u>4 事業者は、第1項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>一 請負人が作業に従事する間（労働者が作業に従事するときを除く。）、作業を行う場所の空气中的酸素の濃度を18パーセント以上に保つように換気すること等について配慮すること。</u></p> <p><u>二 請負人に対し、空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させること。</u></p>
74	下から 6行目	<p>第22条 ～（省略）</p> <p>(3を追加)</p>	75	下から 12行目	<p>第22条 ～（省略）</p> <p><u>3 事業者は、第1項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人が作業に従</u></p>

(旧版) 第4版3刷(令和4年1月24日)			(新版) 第5版(令和5年3月23日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
					<u>事する間（労働者が作業に従事するときを除く。）、同項各号の措置を講ずること等について配慮しなければならない。</u>
75	5行目	第23条 事業者は、その内部の空気を吸引する配管（その内部の空気を換気するためのものを除く。）に通ずるタンク、反応塔その他密閉して使用する施設又は設備の内部における作業に労働者を従事させるときは、労働者が <u>作業をしている間</u> 、当該施設又は設備の出入口の <u>ふた又は扉が締まらないような措置を講じなければならない。</u> (2を追加)	76	8行目	第23条 事業者は、その内部の空気を吸引する配管（その内部の空気を換気するためのものを除く。）に通ずるタンク、反応塔その他密閉して使用する施設又は設備の内部における作業に労働者を従事させるときは、労働者が <u>作業に従事する間</u> 、当該施設又は設備の出入口の <u>蓋又は扉が締まらないような措置を講じなければならない。</u> <u>2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、請負人が作業に従事する間（労働者が作業に従事するときを除く。）、同項の措置を講ずること等について配慮しなければならない。</u>
75	16行目	第23条2～（省略） (3を追加) <u>3 労働者は、第1項第2号の場合において、空気呼吸器等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</u>	76	16行目	第23条2～（省略） <u>3 事業者は、第1項の作業の一部を請負人に請け負わせるときは、次の措置を講じなければならない。</u> <u>一 第1項第1号の措置を講ずること等について配慮すること。</u> <u>二 請負人が作業に従事する間（労働者が作業に従事するときを除く。）、作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18パーセント以上に保つように換気すること等について配慮し、又は請負人に空気呼吸器等を使用する必要がある旨を周知させること。</u> <u>4 労働者は、第1項第2号の場合において、空気呼吸器等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。</u>
75	下から	第25条2～（省略）	76	下から	第25条2～（省略）

(旧版) 第4版3刷(令和4年1月24日)			(新版) 第5版(令和5年3月23日)		
頁	箇所	内容	頁	箇所	内容
	8行目	(2を追加)		1行目	<u>2 事業者は、前項の作業の一部を請負人に請け負わせるとき（労働者が当該作業に従事するときを除く。）は、当該請負人に対し、同項第3号及び第4号の措置を講ずること等について配慮するとともに、同項第5号のおそれがあるときは、当該請負人に対し、換気その他必要な措置を講ずること等について配慮しなければならない。</u>